

藤枝市教育委員会

令和3年5月定例会議案

令和3年5月20日

藤枝市教育委員会 5 月定例会議事日程

日 時 令和3年5月20日（木）午前10時から
場 所 藤枝市役所西館5階 第2委員会室

開 会

会議録署名委員指名

委員

委員

日 程 第1

- | | | |
|--------|-------------------------------|-------|
| 第12号議案 | 藤枝市立小・中学校通学区域の見直しについて | -P1- |
| 第13号議案 | 小中学校校舎防水改修工事の計画の策定について | -P7- |
| 第14号議案 | 生涯学習センターホール特定天井改修工事の計画の策定について | -P9- |
| 第15号議案 | 藤枝市郷土博物館協議会委員の委嘱について | -P11- |

日 程 第2

・諸般の報告

○生涯学習課

- ・ふじえだオンデマンドスクールの実施について -P13-
- ・令和3年度『藤枝市少年少女発明クラブ』活動スタート！ -P14-

○図書課

- ・国際ソロプチミスト藤枝から児童書が贈呈されます -P15-

○その他

閉 会

藤枝市立小・中学校通学区域の見直しについて

藤枝市立小・中学校通学区域について、藤枝市立小・中学校通学区域審議会の答申を受け、別紙のとおり見直すこととする。

令和 3 年 5 月 2 0 日 提出
藤 枝 市 教 育 委 員 会
教 育 長 中 村 禎

(提案理由)

瀬戸谷・朝比奈第一・葉梨西北の各小学校学区外からの児童の入学・転校を認める「小規模特認校制度」の導入に伴い、藤枝市立小・中学校通学区域審議会条例第 2 条の規定により、通学区域の見直すものです。

別紙

学校指定変更について（案）

各小中学校ごとに通学区域を設定して、就学児童・生徒の住所により就学すべき学校を指定しております。しかし、指定された学校を変更して通学を希望する場合は、保護者の申立てにより、学校を変更する場合があります。

藤枝市の要件等は以下のとおりです。

藤枝市立小中学校における学校指定の変更要件

種 別	要 件	期 間	添付書類等
病気等通学困難	身体的、精神的な病気等の理由で指定校に通学することが困難な場合	事由解消まで	・医師の診断書 ・所属長の副申書のいずれか
最終学年の転居	最終学年で転居し、引き続き従来の学校へ通学を希望する場合	卒業まで	
学期途中の転居	最終学年以外の学年で学期途中に転居し、引き続き従来の学校へ通学を希望する場合	学期末まで	
住宅要件	住宅の新改築等により工事完成後に転居することが確実である時、一時的に学区外から通学を希望する場合	転居予定日まで（最長6ヶ月）	・建築確認書の写し ・入居契約書の写しなど
教育的配慮	いじめ、不登校等で指定校以外の学校へ就学することで問題が解決されると見込まれる場合	事由解消まで	・所属長の副申書 ・教育委員会が必要とする書類
公共事業による立ち退き	公共事業により住居の立ち退きを余儀なくされたが、引き続き従来の住所による指定校へ通学を希望する場合	卒業まで	・立ち退き証明書
小学生留守家庭	放課後保護者がいないことにより、児童を祖父母宅へ預け、その預け先住所により指定される学校へ通学を希望される場合	事由解消まで	・保護者の在職証明書 ・児童預かり証明書
地域の特殊事情	通学区を改正した区域で、自治会等歴史的に緊密な日常生活圏にあるため、従前の学校への通学を希望した場合（施行日以降に通学区を改正した区域に限る。）	卒業まで	
通学の安全確保	通学上の危険を回避するため安全な隣接学区の学校への通学を希望する場合	事由解消まで	
小規模特認校制度	市内の児童が居住地域の小学校以外の小規模学校（瀬戸谷小、朝比奈第一小、葉梨西北小）へ入学・転校を希望した場合	小学校卒業まで	・小規模特認校卒業後に特認校を学区とする中学校に進学することを可能とする。
その他	その他、教育委員会が認めた場合	事由解消まで	・教育委員会が必要とする書類

※学校指定変更による通学については、保護者が送迎を行うなど、一切の責任を持ち、安全に通学させてください。
児童生徒の通学の安全確保が図れない場合は許可を認めない場合があります。

指定変更の手続きについて

市役所西館4階、教育政策課へお越しください。
持参するもの：印鑑、添付書類、就学または入学通知書（新1年生の場合）

【4月に入学する新1年生の場合】
就学または入学通知書が届いて（1月下旬）から受け付けをいたします。

相談、お問い合わせ先・・・

藤枝市教育委員会 教育政策課 TEL 054-643-3135

令和3年5月14日

藤枝市教育委員会
教育長 中村 禎 様

藤枝市立小・中学校通学区域審議会
会 長 工 藤 道 夫

藤枝市立小・中学校通学区域の一部変更について(答申)

令和3年4月27日付け第9号議案により諮問のあったことについて、審議した結果、下記のとおり通学区域を変更することが必要と認めます。

記

1 小規模特認校制度の導入について

本市における中山間地域の小学校の特徴として、ほとんどが小規模校であり、児童数が少ないことで大規模校に比べて教員との距離間が近く、子ども達それぞれも親和度合が高い。また、地域住民や自然と触れ合うカリキュラムが多いなど、中山間地ならではの特色ある教育が進められており、そのような教育環境での就学を望む児童や保護者からの相談も寄せられている。

一方で、中山間地域では児童生徒の減少が進み、朝比奈第一小学校では昨年度から複式学級（2学年合計が14名以下）が現実となり、葉梨西北小においても今後想定される。そこで、今後の児童生徒数の推移等を勘案し、児童減少の課題解決に向けた方策を検討することが必要となった。

本審議会では、今後の児童数の推移を勘案し、瀬戸谷小学校、葉梨西北小学校、朝比奈第一小学校において小学校規模特認校制度を導入することにより、

- ①小規模校の特色ある教育環境を望む子ども・保護者への対応が出来ること
- ②児童・生徒が増加することによる学校・地域の活性化につながる事
- ③将来的な移住・定住人口増加への足掛かりに寄与する可能性がある

上記のような点で大いに意義があることから、「小規模特認校制度を導入し、小規模特認校として指定する3小学校の学区を変更することは妥当である。」との方向性で一致し、これを答申する。

小規模特認校制度について

小規模特認校制度とは

市内の児童が居住する地域で指定された小学校以外の小規模学校へ入学・転校を希望した場合に特例を認めるもの。また、小規模特認校を卒業後は、中学校入学に関しても継続して特認校学区の中学に入学できる運用を予定。県内は静岡市、島田市など6市で導入。

本市における対象候補校は、自然あふれる環境で少人数ならではの特色ある教育を展開している瀬戸谷小、朝比奈第一小、葉梨西北小の3校を想定しており、そういった教育環境を望む児童・保護者への門戸を開き、児童数の増加による受け入れ小学校の教育活動の拡がりや、地域の更なる活性化を目的としている。

本市で導入する小規模特認校制度（案）

○応募条件

本市在住で対象校以外に通学する児童及び入学を予定する者で、卒業まで通学する者を対象とする。なお、転校・入学時期は原則として毎年4月とし、募集人数は、対象校に通学する児童数を超えない人数とし、市教育委員会と学校長が協議の上、毎年度募集時に示すものとする。なお、応募者多数の場合は、市教委と学校の面談後、抽選により入学者を決定するが、その際は、兄弟姉妹関係については考慮する。

○入学条件等

- ①入学希望校に安全で確実に通学できる手段を確保し、学校生活においても、安全な学校生活を送れることを市教育委員会と学校が面談等を通じて確認できる者。
- ②都合により、特認校への通学が困難になった場合は、法の規定により、居住地を学区とする就学すべき小学校（中学校）に変更するものとする。
- ③本制度を利用した児童・生徒の保護者は、通学の安全確保と、学校活動及びPTA活動等に関し積極的に協力すること。
- ④特認校を卒業し、その対象校から中学に進学する際には、当該児童の中学進学後の教育的な配慮として、特認校を学区とする中学校ないしは当該児童の居住地を学区とする中学校のどちらかに進学することを特例として可能とする。
- ⑤授業終了後、保護者の迎えまでは、放課後児童クラブで待つことを基本とする。
- ⑥本制度利用者で安全に通学できる者に限り、公共交通機関での通学を認め、公共交通機関を利用できない場合は、保護者による送迎を原則とする。
- ⑦市は、今後の本制度利用者の通学人数や状況等に鑑み、バス等の公共交通機関のダイヤ等の事業者との調整やスクールバスの活用の検討をするものとする。

<個別項目における検討結果>

○定員

他市は「毎年度一定数を教育委員会が定める」とし、“若干名”の募集が多い。本市は在籍児童や保護者への影響を考慮し、当面の間、在籍児童数を超えない範囲を想定。また、地元児童数が極端に少なくなった場合には制度主旨との整合性を再考する。

○通学

多くの他市は「保護者の責任と負担」。根拠は、自主選択制度であり、指定された居住区の学校に通学する者や、自家用車で送迎する保護者との整合性を考慮。

○子供会活動

子供会は町内会や通学班を単位とし、地域活動と密着した活動を展開し、地域より補助金の交付がある子供会が多く、その加入は任意である。本制度を利用した児童が子供会に入っている活動は受け入れ側も含めた双方の負担が多い。そのため、加入は受け入れ子供会が無い場合は不要とする。ただし、本制度利用者で子供会を新設する場合はそれを妨げない。

○PTA活動

子供会活動への協力と異なり、PTA活動については、学校全体の活動であるため、最大限の協力については、強く依頼すると共に、児童数が少ない事による役員就任の可能性は十分あることを事前に説明する。ただし、PTA地区役員についての就任は難しいが、地区役員の代わりにPTAで学区外のとりまとめとしての役割を果たすなどの運用は今後考えられる。

<学校・教育委員会の今後の対応>

特別に支援が必要な児童が入学を希望した場合、支援員等の配置について市教育委員会と学校で十分協議・検討し対応する。

また、学校長は学校運営協議会において、特認校制度の実施状況を報告する。

制度導入までの手続等（案）

<制度決定までの手続等>

- 3月30日 3学校運営協議会から申出書提出⇒受領
- 4月中旬～ 対象地区PTA総会や幼稚園協会等で制度説明
- 4月27日 市教育委員会に議案上程し、通学区審議会へ諮問
- 5月14日 通学区審議会で審議⇒市教育委員会へ答申
- 5月20日 市教育委員会で決定⇒関係例規整備（改：学校指定要綱、新：小規模要綱）
- 5月25日 総合教育会議で報告（制度詳細）
- 6月10日 校長会（制度説明）

<入学までの手続等>

- 7月20日 広報誌及び市HP公表と保護者周知（制度主旨と募集案内）
- 9月上旬～ 募集受付開始（～10月上旬）
- 9月上旬 翌年度入学対象児への入学前健康診断案内通知と一緒にちらし配布
- 9月18日 市教育委員会主催 制度説明会
- 9月下旬の内一日 学校見学会（体験入学可）と市教委・学校との面談
- 10月中旬～ 特認校入学等承認通知（放課後児童クラブ等決定前のため条件付き）
- 1月中旬 入学・転校の判断（放課後児童クラブ入会等の確認）
- 1月下旬 入学許可通知送付⇒指定変更手続き
- 2月 入学説明会
- 4月上旬 入学・転校⇒地区学校運営協議会で校長より児童数等を報告

3小学校 通常学級児童数及び学級編制 将来推計(網掛けは、2年生以上で、2学年合計が14名以下の複式学級)

令和3年5月1日現在

年度	朝比奈第一小学校 (上段:児童数 下段:クラス数)						葉梨西北小学校 (上段:児童数 下段:クラス数)						瀬戸谷小学校 (上段:児童数 下段:クラス数)							
	1年	2年	3年	4年	5年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
2	6 (1)	9 (1)	4 (1)	12 (1)	10 (1)	46 (5)	9 (1)	10 (1)	11 (1)	6 (1)	13 (1)	14 (1)	63 (6)	7 (1)	12 (1)	18 (1)	11 (1)	19 (1)	9 (1)	76 (6)
3	12 (1)	6 (1)	9 (1)	4 (1)	12 (1)	53 (5)	10 (1)	9 (1)	10 (1)	11 (1)	6 (1)	13 (1)	59 (6)	9 (1)	7 (1)	12 (1)	18 (1)	11 (1)	19 (1)	76 (6)
4	11 (1)	12 (1)	6 (1)	9 (1)	4 (1)	54 (5)	10 (1)	10 (1)	9 (1)	10 (1)	11 (1)	6 (1)	56 (6)	10 (1)	9 (1)	7 (1)	12 (1)	18 (1)	11 (1)	67 (6)
5	5 (1)	11 (1)	12 (1)	6 (1)	9 (1)	47 (5)	7 (1)	10 (1)	10 (1)	9 (1)	10 (1)	11 (1)	57 (6)	14 (1)	10 (1)	9 (1)	7 (1)	12 (1)	18 (1)	70 (6)
6	13 (1)	5 (1)	11 (1)	12 (1)	6 (1)	56 (6)	6 (1)	7 (1)	10 (1)	10 (1)	9 (1)	10 (1)	52 (6)	9 (1)	14 (1)	10 (1)	9 (1)	7 (1)	12 (1)	61 (6)
7	9 (1)	13 (1)	5 (1)	11 (1)	12 (1)	56 (6)	9 (1)	6 (1)	7 (1)	10 (1)	10 (1)	9 (1)	51 (5)	11 (1)	9 (1)	14 (1)	10 (1)	9 (1)	7 (1)	60 (6)
8	2 (1)	9 (1)	13 (1)	5 (1)	11 (1)	52 (6)	5 (1)	9 (1)	6 (1)	7 (1)	10 (1)	10 (1)	47 (5)	9 (1)	11 (1)	9 (1)	14 (1)	10 (1)	9 (1)	62 (6)
9	4 (1)	2 (1)	9 (1)	13 (1)	5 (1)	44 (5)	6 (1)	5 (1)	9 (1)	6 (1)	7 (1)	10 (1)	43 (4)	11 (1)	9 (1)	11 (1)	9 (1)	14 (1)	10 (1)	64 (6)
10	5 (1)	4 (1)	2 (1)	9 (1)	13 (1)	38 (5)	6 (1)	6 (1)	5 (1)	9 (1)	6 (1)	7 (1)	39 (4)	10 (1)	11 (1)	9 (1)	11 (1)	9 (1)	14 (1)	64 (6)
11	4 (1)	5 (1)	4 (1)	2 (1)	9 (1)	37 (4)	6 (1)	6 (1)	6 (1)	5 (1)	9 (1)	6 (1)	38 (4)	10 (1)	10 (1)	11 (1)	9 (1)	11 (1)	9 (1)	60 (6)
12	4 (1)	4 (1)	5 (1)	4 (1)	2 (1)	28 (4)	6 (1)	6 (1)	6 (1)	6 (1)	5 (1)	9 (1)	38 (4)	10 (1)	10 (1)	10 (1)	11 (1)	9 (1)	11 (1)	61 (6)

推計の算定方法

- 1年は、R9までは、令和3年5月1日現在の学齢簿の就学予定者調をもとに試算。
- R10以降は、本市の0～4歳児人口推計の減少率、当該学校の過去3年の児童入学者数で試算。

小中学校校舎防水改修工事の計画の策定について

小中学校校舎防水改修工事の計画を別紙のとおり策定する。

令和 3 年 5 月 2 0 日 提出
藤 枝 市 教 育 委 員 会
教 育 長 中 村 禎

(提案理由)

教育委員会の権限の一部を教育長に委任する規則第 1 条第 1 項第 8 号の規定により、小中学校校舎防水改修工事の発注に先立ち、工事の計画を策定するものです。

1 目的

本工事は、藤枝市アセットマネジメント基本方針に基づく公共施設の長寿命化対策を推進するための実施計画に位置づけられた事業である。

今までは部分補修などによる修繕によって対応できたが、劣化が進行し補修頻度が多くなり、修繕する範囲も広がっているため、事後対応では難しくなっている。またマネジメント事業による現況調査においても劣化度が高く、改修を行わなければ施設の短命化だけでなく、鉄筋の腐食による耐震性の低下や雨漏りによる学校運営への影響などの被害が生じる可能性がある。このため、防水機能を健全な状態に保ち、建物の長寿命化を図り、屋根又は外壁の防水改修工事を実施する。

2 工事名称

- (1) 藤枝小学校校舎教室棟屋上外壁防水改修工事
- (2) 瀬戸谷小学校校舎屋上外壁防水改修工事
- (3) 青島北中学校校舎屋上外壁防水改修工事

3 工事概要

(1) 外壁防水改修工事

外壁からの雨水の侵入を防ぎ、鉄筋の腐食を抑え、建物躯体の健全を保つ目的で実施する。外壁に生じたクラックや躯体表面のモルタルの浮き等の補修を行なった上で、防水性のある塗幕を塗布し、躯体を保護する。

(2) 屋上防水改修工事

屋上の劣化した防水層を更新し、雨漏りや躯体への雨水の浸入を防ぐ目的で実施する。既存の防水層を撤去し、新たな防水層を布設する。

4 学校との協議事項

- (1) 夏休みを中心に実施し、学校運営に極力支障が無いよう実施する。特に、換気が必要とされるような窓面のある外壁の工事は、夏休み中に完了させるようにする。
- (2) 工事ヤードを設け、児童や学校関係者と工事エリアを区画し安全に配慮して実施する。
- (3) 工事着手にあたり、学校との事前協議を十分行う。
- (4) 緊急時においても学校との連絡が取れる体制を設ける。

5 その他

上記工事のほか、同種工事を4件、夏休みを中心とした工期で実施する予定である。

第 1 4 号議案

生涯学習センターホール特定天井改修工事の計画の策定について

生涯学習センターホール特定天井改修工事の計画を別紙のとおり策定する。

令和 3 年 5 月 2 0 日 提出
藤 枝 市 教 育 委 員 会
教 育 長 中 村 禎

(提案理由)

教育委員会の権限の一部を教育長に委任する規則第 1 条第 1 項第 8 号の規定により、生涯学習センターホール特定天井改修工事の発注に先立ち、工事の計画を策定するものです。

(生涯学習課/教育政策課)

1 目的

東日本大震災において天井の脱落による被害が生じたことから、建築基準法が改正され高さ 6 m 超、面積 200 m² 超、質量 2 kg/m² を超える吊天井を特定天井と定義し、これに該当する天井に対し、安全基準が定められた。

※2013 に「国土交通省平成 25 年告示第 771 号」公布 2014 施行

本施設は平成 9 年に竣工されており、上記基準が定められる以前の建築物になる。本施設のホールは特定天井に該当しているが、安全基準を満たしていないため、法に適合した天井に改修し、施設利用者の安全を確保する。

2 改修工法

改修工法は既存天井を撤去し、耐震天井を新設する工法が主流であるが、本施設は天井裏に空調ダクト等が入り組んでおり、耐震天井の密な補強材の設置は難しい。

このため、質量 2 kg/m² 以下の天井に改修し、特定天井に該当しない天井とすることで法規制から外す。また、改修に使用する天井材は質量を 2kg/m² 以下にする必要があることから、グラスウールでできた材料を用いることで基準をクリアするとともに、落下しても、重大な人的被害が生じない軽量柔軟なものとしている。

なお、特定天井の現況調査報告書より鉄骨梁と RC 柱接合部状況より、地震時にコンクリート側方破壊が生じる可能性有りとの判定があるため、この接合部に金属プレートを巻いて補強する工事も併せて行う。

3 工事概要

- ・既存天井（天井・吊材・天井下地）の撤去
- ・天井新設（グラスウールボード天井・吊材・天井下地）
- ・照明他天井に付属した設備の撤去再取付
- ・鉄骨梁と RC 柱接合部の金属プレート補強

4 予定工期

令和 3 年 6 月 8 日～令和 4 年 1 月 14 日

5 その他

ホールについては、7 月から 12 月末まで貸出を停止し、施工する。施設西側駐車場に仮設事務所・仮設トイレ・資材置場等を配置し、ホールへの作業員出入口及び資材搬入搬出経路は、ホール西側の屋外出入口部分からとする。→他エリアには入らない。

工事中の騒音はホール近接の 2 部屋(会議室兼控え室・会議室兼視聴覚室)については、音や振動が有る場合は使用に支障が有る。→工事期間中の使用は困難と思われる。

藤枝市郷土博物館協議会委員の委嘱について

博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 20 条及び藤枝市郷土博物館条例（昭和 62 年藤枝市条例第 11 号）第 17 条の規定により、別紙の者を藤枝市郷土博物館協議会委員に委嘱する。

令和 3 年 5 月 2 0 日 提出
藤 枝 市 教 育 委 員 会
教 育 長 中 村 禎

（提案理由）

藤枝市郷土博物館協議会委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱したく提案するものです。

藤枝市郷土博物館協議会委員（案）

No.	氏名	役職名等	新任・再任 ・継続	備考
1	青島 以津子	藤枝商工会議所女性会会長	再任	家庭教育
2	小林 克司	静岡産業大学情報学部教授	再任	学識経験
3	小林 奈津子	藤枝子どもと本をつなぐ会会長	再任	家庭教育
4	増井 貢	藤枝市観光協会事務局長	再任	学識経験
5	西田 哲也	藤枝市立藤岡小学校校長	新任	学校教育
6	金原 正高	藤枝市立青島北中学校校長	新任	学校教育

任期	令和3年4月1日～令和5年3月31日（任期2年）
----	--------------------------

変更理由	任期満了による
------	---------

【博物館法】（昭和26年法律第285号）抜粋

第20条（博物館協議会）

- 1 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。
- 2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

【藤枝市郷土博物館条例】（昭和62年条例第11号）抜粋

第17条（博物館協議会）

- 1 博物館法第20条第1項の規定に基づき、博物館に藤枝市博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。
- 2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の定数は、10人以内とする。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任を妨げない。

資料 1

ふじえだオンデマンドスクールの実施について

(生涯学習課)

1 目的

高齢者や女性の活躍の機会を創出するとともに、子どもたちの愛郷心を養うこと、また、本年度より配備した市内小中学生一人一台タブレットの活用、さらには、藤枝市のDX推進を目的に、ふじえだオンデマンドスクールを実施する。

2 内容

子どもたちが市内の歴史や文化を学ぶことができる動画を、人材バンクに登録された地域人材を活用して作成し、藤枝ちゃんねるに配信する。

なお、市内小中学校に動画内容の需要調査を実施し、ニーズの高い内容の内、5本程度の動画を作成していく。

3 スケジュール【案】

日	予定
4月19日	市内全小中学校へ「ニーズ調査」を実施
5月6日	ニーズ調査取りまとめ・講師に依頼
5月中旬 ～	動画撮影 動画編集
7月下旬	「藤枝ちゃんねる」へ動画をアップ
7月下旬	ニーズ調査を行った学校へ動画の利用についての通知を送付

※作成に時間がかかるため、出来上がり次第、順次動画をアップする予定

4 その他

需要の多かった内容は以下の通り

	タイトル	内容
1	習字の支度	正しい配置の仕方
2	習字の極意【初級編】	とめ、はね、はらい等、基本的な内容
3	英語で歌おう	ネイティブスピーカーと一緒に楽しく歌おう
4	英語で話そう【早口言葉編】	英語の早口言葉にチャレンジしよう
5	初めてのリコーダー	リコーダーの基本
6	楽器を楽しもう	タンバリンやすず、トライアングル等
7	明治トンネル【日本遺産】	明治トンネルや宇津ノ谷峠について
8	美味しい野菜の育て方	野菜や果物を上手に育てるコツ
9	上手に描こう	絵の具を使った静止画を上手に描くコツ
10	正しい歯の磨き方	歯科衛生士が歯の磨き方のコツを伝授します

※2つの内容を1つの動画にまとめることも考慮して選考する。

(生涯学習課)

1 要旨

昨年度開設した『藤枝市少年少女発明クラブ』が本年度もスタートします。

普段では体験できないモノづくりを通して、発明工夫の楽しさと創作する喜びを体得させ、創造性豊かな人間形成を育むとともに、世界で活躍するような人材の育成を目指します。

2 事業概要

(1) 事業主体

藤枝市少年少女発明クラブ企画運営委員会

会長には、昨年度藤枝元気大賞を受賞した静岡理工科大学教授の増田和三氏、そのほか、市内外の専門指導員（企業の現役及びOBの技術者、大学教授、大学生、教員OBなど）で構成。

(2) 活動拠点 藤枝市産学官連携推進センター（B i V i キャン）

(3) 対象 小学校5, 6年生（30名）

(4) 期間 令和3年6月12日～令和4年2月

(5) 内容

6月12日 開講式・第一回講座（①身の回りを観る）

7月10日 第二回講座（②モーターを駆使する）

7月24日 第三回講座（③おいしさの秘密(五味を知る)）

8月以降 毎月1, 2回、多様な地域人材により多様なテーマの教室を実施

④蓮華寺池の自然観察 ⑤ミニ龍勢製作・打ち上げ ⑥JAXA見学

⑦星の画像分析 ⑧ドローン・プログラミング ⑨お茶とミカンの品種改良 等

2月 閉講式

(6) 広報 広報ふじえだ5/5号、全校児童宛通知、パープルビジョン等

※ 広報及び通知には活動内容の動画が視聴できるQRコードを掲載。

※ 「少年少女発明クラブ」とは

公益社団法人発明協会（会長：日立製作所相談役 庄山悦彦）が、日本が将来にわたり科学技術立国であり続けるためには、モノづくりに携わる人材の育成が必要だとして、全国に展開している事業。

1974年にスタートし、現在全国に214か所、約9,000名の子ども達と約2,800名の指導員が活動している。



昨年度の開講式



「ミニ龍勢ロケット作成・打上」

(図書課)

1 趣旨・目的

同団体からは平成26年度より毎年、子どもの読書活動に力を入れている岡出山図書館に子供向けの本を寄贈していただいています。

今年も以下のとおり市長への贈呈が行われます。

2 日 時 令和3年6月25日(金) 午前11時30分より

3 会 場 市役所3階 応接室

4 出席者 市長、教育長、教育部長、図書課長

国際ソロプチミスト藤枝

会長 古川 淑子 様 ほか

5 寄贈図書 大型絵本7冊、児童書15冊、絵本8冊
※金額にして10万円相当(平成30年までは5万円相当)

<国際ソロプチミスト藤枝>

国際ソロプチミストは、様々な活動を通じて女性と女兒の生活を向上させるための女性のボランティア組織

【過去の寄贈図書】

年	寄贈の内容
H26	大型絵本6冊
H27	おはなし絵本37冊
H28	大型絵本7冊
H29	科学漫画シリーズ43冊
H30	児童書読み物34冊、大型絵本2冊
R1	大型絵本3冊、ジェンダー絵本37冊、おはなし絵本7冊、児童書6冊
R2	大型絵本12冊、おはなし絵本4冊

令和3年6月 行事予定

日	曜	内 容
1	火	
2	水	
3	木	
4	金	
5	土	
6	日	
7	月	6月定例月議会招集日
8	火	
9	水	
10	木	校長会
11	金	
12	土	
13	日	
14	月	
15	火	6月定例月議会議会2日目
16	水	6月定例月議会議会3日目
17	木	6月定例月議会議会4日目
18	金	
19	土	
20	日	
21	月	
22	火	
23	水	7月分定例記者会見
24	木	
25	金	
26	土	
27	日	
28	月	教育委員会6月定例会
29	火	6月定例月議会最終日
30	水	